有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達における手数料の減免に関する質問主意書

出者 長尾秀樹

提

## 有償援助 (FMS)による防衛装備品等の調達における手数料の減免に関する質問主意書

得られるはずの手数料の て、 備 防衛装備品等を調達する方法である「有償援助」 結果について」 政府と協定等を結び、 品品 令和元年十月十八日、 様  $\mathcal{O}$ 購 々な問題点が指摘されている。 入が 相次ぎ、 を参議院に報告している。 F 減免を受けてい 会計検査院は  $\overline{M}$ 減免を受けていないことが判明した。 S 調 達 額が増大しているため、 中でも、 るにもかかわらず、 「有償援助 この報告書では、 F M F M S F M S S調達に係る手数料について、 手数料の 日本政府は協定等を結んでおらず、 による防衛装備品等の調達に関する会計検査 調達 日本政府が米国政府から戦闘機やミサイル等 近年、 (以下、 減免を受けてこなかった影響は大変大き 日本政府による米国製の高 F MS調達」 米国 の他 という。 . の 同 結 んでい 盟 額 な防 国 に関 が 米 衛 れば 装  $\mathcal{O}$ 

この F M S調達に係る手数料の減免に関し、 以下、 質問する。

1

ものであると考える。

て、 証 これまで日 検査等に係る役務と同様の役務を提供できる能力が日本側になければならないなど、 検 査 院 本政  $\mathcal{O}$ 府が 報告書に 米国政 お 府との間で協定等を締結せず、 1 て、 防衛省 は、 協定等の 締結には、 手数料の減免を受けてこなか ①合衆国 政 府 が行 つてい :った理: 日本側にお る品 由 に

. T

協定等の締結の前提を満たしているかが不明であること、②当該能力の確認等に数年を要すること、 ③ 協

定等の内容によっては日本側 の利益になるとは限らない」という三つの理由を挙げている。この三つの理

由それぞれについて、具体的に説明されたい。

令和元年十一月十六日付け東京新聞朝刊において、 日本政府が協定等を結び、 他国並みの減免を受けて

1 れば、平成三十年度のFM S調達で十億円以上の手数料が削減できたとの試算が報じられてい 過去

 $\mathcal{O}$ F MS調達において減免を受けてこなかった手数料に関し、 米国政府に対し、 遡って減免を申告するこ

とは可能なのか。

今後のF MS調達に係る手数料の減免について、 政府内での検討状況を伺 V) たい。 また、 今後、 新たに

F M S調達によって防衛装備品等を調達する際は、 手数料の減免に関し、 米国政府に対しどのような対応

を求めるつもりなのか。

右質問する。